政令

地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年八月四日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百二十号

地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付に関する政令

内閣は、地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）附則第九条の二第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国庫納付金の納付の手続）

第一条　地方公共団体情報システム機構は、地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、令和七年四月一日に始まる事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、令和八年六月三十日までに、これを内閣総理大臣及び総務大臣に提出しなければならない。

２　内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の規定による国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

第二条　国庫納付金は、令和八年七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第三条　国庫納付金は、一般会計に帰属する。

附　則

この政令は、令和三年九月一日から施行する。

総務大臣　武田　良太

内閣総理大臣　菅　義偉

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年八月四日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百二十一号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十二条の規定の施行に伴い、この政令を制定する。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令（平成十八年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二、第四条の二、第十条の二、第十一条の二、第十六条の二及び第十七条の二を削る。

附　則

この政令は、令和三年九月一日から施行する。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年八月四日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百二十二号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百一条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第七十三条第一項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項（これらの規定を私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第六十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「四十万四千円」を「四十万八千円」に改める。

一　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十六条

二　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第七条

三　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の七

四　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の四

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和四年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　この政令の施行の日前の出産に係る健康保険法及び船員保険法の規定による出産育児一時金及び家族出産育児一時金並びに私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の規定による出産費及び家族出産費の額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　菅　義偉

総務大臣　武田　良太

財務大臣　麻生　太郎

文部科学大臣　萩生田光一

厚生労働大臣　田村　憲久

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年八月四日

内閣総理大臣　菅　義偉